

(6) 介護サービス市場の環境整備対策について

<趣旨>

1. 介護保険法の円滑な実施のためには、高齢者が良質な介護サービスを適切に選択・利用できるよう、介護サービス市場に関する環境整備を進めていく必要がある。

このため、まず平成11年10月から実施されている要介護認定の結果を活用して、特に適切な対応が求められる高齢者を中心に、可能な限り事前に介護サービスを調整するよう努めることが望まれる。平成11年度補正予算(案)においては、こうした介護サービスの事前調整に関する経費を計上しているところであるので、都道府県、市町村においては予算・事務の面で適切な対応を図られたい。

2. 介護保険法の実施に伴い、高齢者における介護サービスの利用は、従来の措置を中心としたサービスから、契約によるサービスへ移行することとなる。このため、利用者が自分自身のニーズに合ったサービスを適切に選択し、利用できるような市場環境を整備する観点から、介護サービス事業者に関する情報整備や評価、契約の適正化などに関する指導のほか、事業者の健全な振興を目指した取り組みが重要となってくる。これらの施策の在り方については、「介護関連事業振興政策会議」等における意見も踏まえて検討を進めているところであるが、平成12年度予算においても、介護サービス適正実施指導に関する事業費を要望することを検討しているため、都道府県、市町村においては予算・事務の面において適切な対応を図られたい。

① 介護サービス調整事業について

ア 事前調整の対象者

要介護認定の結果を踏まえ、介護保険制度の円滑な施行のため

に特に適切な対応が必要と考えられる事例としては、①特養入所希望者、②介護保険対象外となる在宅サービス利用者、③特養入所者のうち自立・要支援者があげられるが、こうした対象者については、介護保険制度の導入に先立ち、現行制度の中で、可能な限りサービスを調整することが必要である。

(ア) 特養入所希望者について

特養への入所を希望している者については、介護保険後における入所の意思確認を行うとともに、平成11年度中に可能ならば入所措置を行う。早期の入所が困難な場合には、在宅介護支援センターや高齢者本人が選択した介護支援専門員等が、関係者と調整の上、適切なサービス計画を策定し、介護保険施行前においても必要なサービスを提供していくことが考えられる。

(イ) 介護保険対象外となる在宅サービス利用者について

現在、在宅サービスを利用している者のうち、要介護認定で「自立」と認定された者については、介護保険では介護サービスは提供されないことになる。こうした者に対しては、介護保険制度の趣旨について十分な説明を行い、理解を得るように努めるとともに、自立した生活のために何らかの生活支援が必要な場合には、介護予防・生活支援サービスへの円滑な移行に向けた準備を進めていくことが考えられる。

(ウ) 特養入所者のうち自立・要支援者について

特養に入所している者のうち、要介護認定で「自立」「要支援」と認定された者については、法律上5年間の経過措置によって入所を継続できることを説明し、不安の解消に努めるとともに、在宅移行が可能かどうかについて相談することが考えられる。その場合には、もし可能ならば在宅へ移行することや、自宅以外の生活支援型施設として、ケアハウス、高齢者生活福祉センター、高齢者向け公営住宅などの活用を検討することが望まれる。

イ 市町村における体制

(ア) 市町村においては、保健福祉部局内（基幹型在宅介護支援センターがあればセンター内）に、サービス調整を検討・実施するための連絡会議を行う「サービス調整連絡会議（仮称）」を設置し、総合的な体制で取り組むこととする。サービス調整連絡会議のメンバーは、市町村の老人保健福祉・介護保険担当者（必要に応じて都道府県担当者）、在宅介護支援センター、介護保険施設、在宅サービス機関、介護支援専門員の代表者などとする。

- (イ) サービス調整連絡会議においては、次のような業務を行う。
- 平成11年度中の要介護認定実施や事前サービス調整に関する方針の連絡・調整
 - 事前のサービス調整が必要な対象者について、当面のサービス計画を関係機関と調整の上で策定し、必要なサービスを確保・提供
 - 要介護認定や事前サービス調整等に関する住民への情報提供、相談
 - 市町村内外の関係介護保険施設・在宅サービス機関・介護支援専門員への指導と連絡調整
 - 在宅介護支援センターの統括

(ウ) サービス調整連絡会議は、従来の「高齢者サービス調整チーム」を活用することも差し支えない。また、平成12年4月の介護保険制度施行以降は、市町村内の介護サービスを含む老人保健福祉サービス全般の調整・指導を担う総合的な調整機関（以下「地域ケア会議」という。）に移行することが想定される。この地域ケア会議については、「（3）介護予防・生活支援対策について」で述べたように、①介護保険施設・在宅サービス機関・介護支援専門員の指導支援、②老人保健サービスや介護予防・生活支援サービスの総合調整、③住民に対する総合相談・情報提供、④在宅介護支援センターの統括などの機能を担うことが期待される。

ウ 平成11年度第2次補正予算（案）について

平成11年度第2次補正予算では、サービスの事前調整を円滑に推進していくために、サービス調整連絡会議の設置・運営に関する経費や、事前調整対象者に関する平成11年度中のサービス計画の策定に係る経費などを計上しているため、その活用について配慮願いたい。

② 介護サービス適正実施指導事業について

介護保険法の下で、高齢者や家族が自分自身のニーズに合ったサービスを適切に選択し、利用できるような市場環境を整備していくために、都道府県、市町村が行う介護サービス適正実施指導事業に対して助成を行う。（平成12年度予算で要望）

なお、市町村は在宅介護支援センターに委託することも可。

民間介護事業者等の振興のための仕組みを構築していくことも重要であり、在宅介護支援センターを地域における多様な事業者間の連携・情報交換の場として活用することも考えられる。また、都道府県においては、広域的に民間事業者等の健全な振興を図っていく観点から、民間事業者による自主的な取り組みとして設けられている「シルバーサービス地方振興組織」などを活用することが考えられる。

ア 介護サービス情報整備事業

都道府県、市町村が居宅介護支援事業者（ケアマネジメント機関）や介護支援専門員（ケアマネジャー）、サービス事業者等を選定するために必要な情報を利用者等に提供する事業。

イ 適正サービス契約指導事業

都道府県が、介護サービスの利用契約の中での留意すべき着眼点など契約が適正に行われるための情報等を適切に提供するとともに、サービス利用に際しての様々な相談に適切に応じる事業。

ウ ケアプラン及びケアマネジャー評価事業

市町村が居宅サービス計画（ケアプラン）及びプランの中に位置づけられているサービス事業者を評価するために必要な情報を提供する。

エ グループホーム指導事業

市町村が居宅サービスに位置づけられ、参入に対する規制が緩やかであるにもかかわらず、閉じられた小規模な空間の中で24時間サービスが提供されるグループホームについては、そのサービス内容を定期的に点検する仕組みが必要。

オ 福祉用具及び住宅改修研修事業

介護保険のサービスである福祉用具の購入及び住宅改修については、保険給付が償還払いであることから、利用者が購入や改修を行った後で保険対象となるかどうかが決まる。このため、トラブルを避けるために、市町村が、事前に福祉用具の販売及び住宅改修を行う民間事業者に対し、介護保険制度の仕組みやどのようなサービスが保険給付の対象となるかなどについて講習を行うとともに、サービス利用者に対し、介護保険の対象となる福祉用具の事例や住宅改修の限度額等のパンフレットを作成し、情報提供を行うものである。

(参考) 介護関連事業振興のための施策体系(案)について

※ 介護保険制度の導入を控え、総合的に介護関連事業の振興を図るため、厚生省では本年10月より介護関連事業振興政策会議を開催している。本資料は、同政策会議における意見等を踏まえ、介護保険法の円滑な実施を図る観点から民間事業者の参入促進のため今後講ずる施策を体系的に取りまとめたものである。今後、同政策会議における議論等により一層の充実を図ることとしている。

1. 利用者本位の介護サービスの実現

介護保険法の実施により介護サービス利用が「措置」から「契約」に移行するに伴い、利用者が適切に介護サービスを選択し、利用することができるような環境づくりを進める。

(1) サービスの評価

利用者のサービス選択に資するため、現行の在宅福祉サービス評価事業等を見直し、新たに介護保険対象サービスについて評価基準を策定する。また、在宅介護支援センター等において、利用者がケアプラン等を評価するために必要な情報提供を行う。

- 介護保険対象サービス評価事業(平成12年度予算要求)
- ケアプラン及びケアマネジャー評価事業(平成12年度予算要求)

(2) 選択に必要な情報の提供

WAM NET、在宅介護支援センター、介護実習・普及センター等により、利用者が、自分自身のニーズに合ったケアマネジャーやサービス事業者、福祉用具等を選定するために必要な情報を提供する。

- WAM NETによる指定事業者情報の提供(平成11年10月～)
※ URL <http://www.wam.go.jp/>
- 介護給付対象福祉用具情報提供事業(平成11年度2次補正予算案)
※ 介護給付の対象となる福祉用具の事例を作成し、ホームページ等を通じて利用者やケアマネジャー等へ広く情報提供を図る。
- 介護サービス情報整備事業(平成12年度予算要求)
- 介護実習・普及センターのランチの増設等(平成12年度予算要求)

(3) 重要事項説明・契約の適正化

適正なサービス利用契約が行われるよう、契約書に盛り込むべき事項について通知等で示すとともに、在宅介護支援センター等において、契

約の中で留意すべき着眼点等の情報提供、相談等を行う。

- 契約書に盛り込むべき事項について通知（できる限り早期に）
- 適正サービス契約指導事業（平成12年度予算要求）

(4) 苦情対応

利用者の苦情に適切に対応し、事業者における適正なサービス提供を確保するため、事業者における苦情対応、市町村及び国保連における苦情対応を的確に実施する。

- 運営基準に基づく指導
- 国保連における苦情対応担当職員研修会等の実施（平成11年度予算・平成12年度予算要求）

2. 事業の健全な振興

利用者が良質な介護サービスを豊富に利用できるよう、事業の健全な振興に取り組む。

(1) 事業者への情報提供

在宅介護支援センター等において、ケアマネジャー、サービス事業者等に対する相談、支援等を行うなど、情報提供体制等を整備する。また、新規参入の検討段階で必要となる情報を提供するため、制度概要、資金調達、人材確保、市場の現状等についてマニュアルを作成する。さらに、国民に対する介護保険制度の広報の一つの柱として、事業者参入促進のためのPRを行う。

- WAMNETによる市区町村別要介護度別認定者数等の情報の提供
- 新規参入マニュアルの作成（平成11年度老人保健健康増進等事業により作成中）
- 介護保険制度広報活動事業（平成11年度2次補正予算案）
- 介護サービス情報整備事業（平成12年度予算要求）
- グループホーム指導事業（平成12年度予算要求）
- 福祉用具及び住宅改修研修事業（平成12年度予算要求）

(2) 事業者への資金援助

従来から訪問介護、訪問入浴、デイサービス、ショートステイ、福祉用具貸与・販売及び有料老人ホームについて、社会福祉・医療事業団融資を実施しているが、さらに痴呆性老人グループホーム等を融資対象に追加する。また、措置費等を受けている既存の事業者について、介護保険制度への移行に伴い必要となる経営資金を融資する財源を確保する。

- 社会福祉・医療事業団の融資対象の拡大（平成12年度予算要求）
- 社会福祉・医療事業団の介護保険制度への移行に伴い必要となる経営資金貸付財源を確保（平成12年度予算要求）

(3) 税制面での支援

円滑な事業運営に資するため、所要の税制上の優遇措置を要求中。

- 介護保険給付対象事業を過疎地域における国税の特別償却制度及び地方税の課税免除・不均一課税の特例の対象として追加（平成12年度税制改正要望等）

※要望趣旨：過疎地域における特別償却制度（従来は製造業と旅館業が対象）に介護保険給付対象事業を加えること等により、過疎地域への参入を支援する。

- 民間介護保険加入者に係る所得控除の創設（平成12年度税制改正要望）

※要望趣旨：民間介護保険の加入者の支払い保険料について、現行の生命保険料控除・損害保険料控除と別枠の所得控除（5万円）を創設し、上乘せ・横出しサービスの利用を促進する。

3. 民間介護事業振興のための体制整備

現在、民間事業者による自主的な取り組みとして、シルバーサービス地方振興組織が設けられている。都道府県が、広域的な観点からの民間事業者の振興のために、介護サービス適正実施指導事業（平成12年度予算要求）などを実施するに当たり、これらの組織を活用し、体制を整備することが望まれる。

また、市町村においては、在宅介護支援センター等に、地域における多様な事業者間の連絡協議会等を置いて、これを事業者間の連携・情報交換等の場として活用することが考えられる。